

# 特定非営利活動法人日常生活支援ネットワーク定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日常生活支援ネットワークと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号に置く。

### (目的)

#### 第3条

この法人は、「人としての尊厳の尊重」を大切にし、地域社会において、そこに生きるすべての人々が自己の能力を発揮し、一人一人が輝き生き生きと暮らせる地域社会を創造するために、相互扶助参加型の日常生活の支援活動を展開し、且つ、地域福祉活動に関する調査研究、福祉活動に係わる諸団体との有効な連携並びに情報交換、研修、人材育成、相談等の支援活動及び諸団体のコーディネートを行い、地域社会における福祉活動、社会教育活動及び人権擁護活動の推進に寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 情報化社会の発展を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 総合的な在宅支援事業及び地域生活支援事業
- (2) ホームヘルパー派遣事業
- (3) 社会教育事業(地域福祉に携わる人材育成のための資格講座・研修・セミナー等の開催、社会教育的事業等の運営)
- (4) 活動団体の支援事業(目的に関する行政、企業、市民団体、ボランティア団体、NPO 団体等とのネットワークづくり及びコーディネート事業)
- (5) 障害者、高齢者の社会参加の支援事業
- (6) 調査・研究事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般及び特定相談支援事業
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターを運営する事業
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームを運営する事業
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護及び就労支援事業
- (13) 車を使つての移動・送迎支援活動事業
- (14) 障害者の作業所を運営する事業
- (15) 成年後見を含む高齢者・障害者の権利擁護事業
- (16) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (17) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (18) 社会的事業を確立する事業
- (19) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (20) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業
- (22) 人権擁護及びその社会促進を図る事業
- (23) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
  - (2) 賛助会員 この法人の活動を賛助するために入会した個人
  - (3) 団体賛助会員 この法人の活動を賛助するために入会した団体
- (入会)

第7条 会員として入会を希望する者は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であること。入会に際しては、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。但し、理事長は正会員の申し込みについて、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において承認された別に定める入会金及び会費を、入会時に納めなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、退会したものとする。

- (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納めないとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。但し、その会員に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の目的や活動に反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、損害を与えたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、総会で選任された次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上11人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事長は、理事会において選任する。但し、理事長が職務執行できない場合や欠けた

ときは、その職務の代行者を5日以内に理事会により選任する。

3 役員の任期は2年で、再任を妨げない。但し、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸張する。

(職務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その組織運営を統括する。

2 理事は、理事長を補佐する。

3 理事は理事会を構成し、この定款及び理事会での決定に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行やこの法人の財産管理状況を監査する。

(2) 前号の監査の結果、不正や法令、定款に反する事実を発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(3) 前号の報告のため必要がある場合には、総会を招集すること。

(4) 理事の業務執行や財産管理状況について、理事に意見を述べること。

(実費弁償等)

第14条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第15条 この法人は、理事会の決議又は執行にあたり相談その他を受ける者として顧問を置く。但し、顧問は特定非営利活動促進法上の役員ではない。

## 第4章 総会

(種別)

第16条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第18条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、及び職務

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から、会議開催目的を記載した書面による請求のあったとき。

(3) 監事が第 13 条第 4 項第 3 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 20 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号による請求のあった場合には、書面受領の日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知をする。

(定足数)

第 21 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 22 条 総会における決議事項は、第 20 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第 23 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第 24 条 総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員数(書面表決者及び表決委任者については、その理由を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事経過の概要とその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに記名押印する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

### (機能)

第26条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会で決定した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算
- (4) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項

### (開催)

第27条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の2以上の理事から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

### (招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号による請求のあった場合、その日から10日以内に招集する。
- 3 招集にあたっては、書面又は電磁的方法（電子メール）により、少なくとも開催の3日前までに日時、場所、目的及び審議事項を通知する。

### (議決)

第29条 この法人の業務執行については、理事の過半数をもって決定する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業報告及び決算)

第 31 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 事務局

(設置)

第 33 条 この法人の事務処理のために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他のスタッフを置く。

3 事務局スタッフは、理事長が任免する。

(書類及び帳簿類の常備)

第 34 条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常備する。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収支に関する帳簿及び証拠書類

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款の変更は、総会において書面表決、委任状、代理人への委任も含め出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 36 条 この法人は、特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号から第 7 号のほか、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第 37 条 総会決議による解散後の残余財産は、解散決定の総会の承認をもって決定する。

## 第 9 章 雑則

(公告)

第 38 条 この法人の公告は、官報により行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第 39 条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人が成立する日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次の通りとする。
  - (1) 正会員 入会金 30,000 円、年会費 20,000 円
  - (2) 個人賛助会費 入会金 0 円、年額 1 口 3,000 円
  - (3) 団体賛助会員 入会金 0 円、年額 1 口 10,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず次に掲げる通りとし、その任期は第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、2001 年 6 月 30 日までとする。
  - (1) 理事長 柿久保 浩 次
  - (2) 理 事 穴 沢 一 良  
森 口 芳 樹  
徳 宮 英 樹  
上 田 隆 志
  - (3) 監 事 田 中 克 博  
木 田 千寿子
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会によって決定する。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、法人成立の日から 2001 年 3 月 31 日までとする。

第 2 条 2000 年 4 月 21 日変更、2000 年 5 月 30 日届出

第 2 条 2001 年 7 月 1 日変更

第 5 条 2006 年 5 月 9 日変更

第 5 条 2006 年 10 月 19 日変更

第 5 条 2008 年 6 月 14 日変更

第 4 条、第 5 条、第 13 条、第 18 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条 第 31 条  
2012 年 7 月 13 日変更

第 5 条 2013 年 5 月 25 日変更

第 38 条 2017 年 5 月 21 日変更

第 5 条、第 12 条 2019 年 5 月 18 日変更

第 4 章 第 18 条、26 条 2023 年 5 月 27 日変更

第 5 章 第 28 条 2025 年 5 月 17 日変更